



中小企業の為の経営のヒント

菅原会計通信

2021年12月号

菅原会計税理士法人・菅原行政書士事務所

〒513-0809 三重県鈴鹿市西条 5-40-1

TEL 059-382-5055 FAX 059-382-5009

業務時間 平日 AM 9:00~PM 5:00

電子帳簿保存法が改正されます

何が変わるの？

今までは事前に届出をすることで帳簿の電子データでの保存を認めていましたが令和4年1月1日以降の電子取引については電子データでの保存が義務化され、紙に出力しての保存が認められないようになります。

紙での保存がダメになるの？

総勘定元帳や固定資産台帳、お店で購入した際のレシートや郵送されてくる請求書や納品書は、今まで通り紙での保存でOKです。

紙での保存が認められなくなるのは、ネット通販やインターネットバンキングの振込取引情報、メールに添付されてくる請求書やサイトにログインして確認する請求書などです。

どうしたらいいの？

まずは何が電子取引になるのか、社内で洗い出しをしましょう。

請求書、水道光熱費、携帯代、ネットバンキング、カードの利用明細、従業員の立替払い、でんさいやファクタリング、支払通知書、パソコンへ振り分けられるFAXなど、様々あるかと思います。

どのくらいの量があるのか、どうやって保存したらいいか(PDFの保存、スマホ画面のスクショなど)、まずはこれらを把握するところから始めましょう。

とりあえず保存したらいいの？

手当たり次第に保存したらいい訳でもありません。一定の保存要件等があります。電子取引の量に応じて、対応できるやり方を採用しましょう。

詳細は各担当までご相談ください。詳しくご説明させていただきます。

(西口 記)

